

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月25日

契約責任者

日本郵便株式会社 不動産部担当執行役員 鏡原 大輔

◎調達機関番号 431 ◎所在地番号 13

### 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 新大阪郵便局電灯設備模様替工事
- (3) 工事場所 大阪府大阪市此花区島屋4丁目1—18
- (4) 工事内容 本工事は、電灯設備等の模様替工事である。
- (5) 工期 令和11年2月9日まで
- (6) 使用する主要な資機材 入札説明書による。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

### 2 取引先の資格

入札説明書による。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部署

- ① 図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）関連担当（設計図書等の貸与場所）

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー24階 日本郵政建築株式会社技術統括本部建築設備部電気設備担当 電話 03-6636-8603

- ② 入札手続関連担当（契約事務代行者）

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー24階 日本郵政建築株式会社業務管理本部業務部契約担当 電話 03-6636-8604

#### (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 入札説明書については、令和7年12月25日から令和8年1月13日までに日本郵政グループホームページ（建設工事・設備運行・設備保守関係）からダウンロードすること。

- ② 設計図書等については上記3(1)①の担当部署において、令和7年12月25日から令和8年1月13日までの期間に申込みを行い貸与を受けること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までとする。郵送（送料実費負担）を希望する者は、上記3(1)①の担当部署に連絡すること。

#### (3) 取引先資格確認申込書、取引先資格確認資料の提出期間、場所及び方法

令和7年12月25日から令和8年1月13日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までに、上記3(1)②の担当部署に持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、提出期限最終日までに必着）により提出すること。電送（ファクシミリ等）

によるものは受け付けない。

(4) 入札方法等

入札書は持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものに限る。）により提出すること。なお、電送（ファクシミリ等）による入札は認めない。おって、郵送する場合は、上記3(1)②の担当部署に令和8年2月6日までに到着すること。

(5) 開札日時等

- ① 日時 令和8年2月10日 午後3時30分
- ② 場所 東京都千代田区大手町二丁目3番1号大手町プレイスウェストタワー3階入札室

4 その他

- (1) 手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証の要否 要  
詳細は入札説明書による。
- (3) 入札の無効  
入札説明書による。
- (4) 落札者の決定方法  
入札説明書による。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認  
入札説明書による。
- (6) 手続における交渉の有無 無
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定有無 無
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(1)①に同じ
- (10) その他詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Contracting entity : Daisuke Kagamihara, Executive Officer in charge of Japan Post Co., Ltd. Administration office
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract: Construction work of the Remodeling of Lighting Equipment in Shin-Osaka Post Office, Japan Post Co., Ltd.
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 P.M 13 January 2026
- (5) Time-limit for the submission of tenders brought with 3:30 P.M 10 February 2026 or tenders submitted by mail 6 February 2026
- (6) Contact point where tender documents are available : Business Department, Japan Post Architecture and Engineering Co., Ltd. ; Otemachi 2-3-1, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan, Phone Number : 03-6636-8604

## 入札説明書

日本郵便株式会社の新大阪郵便局電灯設備模様替工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 公告日

2025年12月25日

### 2 契約責任者

日本郵便株式会社 不動産部担当執行役員 鏡原 大輔

### 3 担当部署

営業時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで（ただし、正午から午後1時00分までを除く。）

(1) 図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）関連担当（設計図書等の貸与場所）

〒100-0004

東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウェストタワー24階  
日本郵政建築株式会社 技術統括本部建築設備部 電気設備担当  
電話 03-6636-8603 メールアドレス SMA203@jp-ae.jp

(2) 入札手続関連担当（契約事務代行者）

〒100-0004

東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウェストタワー24階  
日本郵政建築株式会社 業務管理本部業務部 契約担当  
電話 03-6636-8604 メールアドレス keiyaku.honsya.ii@jp-ae.jp

※入札手続以外に関するお問い合わせには、お答えできません。

### 4 工事概要等

(1) 工事名

新大阪郵便局電灯設備模様替工事

(2) 工事場所

大阪府大阪市此花区島屋4-1-18

(3) 工事内容

別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期

2029年2月9日まで

(5) 使用する主要な資機材

LED 照明器具 約30,000台

(6) 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

(7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式適用工事である。

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が

義務付けられた工事である。

## 5 取引先の資格

(1) 次に該当しない者であること。

ア 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

(イ) 不法行為をした者

(ウ) 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者

(エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者

(オ) 契約相手方として不適切であると認められる者

(カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときはその全てを含む。）若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

(ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

(イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

(オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

オ 発注者による財務状況等の審査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる者。

カ 取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵政グループ各社からの指名停止、国土交通省近畿地方整備局又は大阪府から指名停止（国土交通省近畿地方整備局又は大阪府から指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

キ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面にお

いて関連がある建設業者。

- (2) 建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で、次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、申込書及び資料の提出期限日の1年7か月前までとし、かつ最新のものであること。

① 総合評定値の工事種別

電気

② 総合評定値

1,210点以上

- (3) 施工実績に関する要件

2015年度以降に元請又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること。

■ 24時間稼働する施設でLED照明器具14,800台以上の増設又は更改工事。なお、照明器具台数は10年間の累計実績を可とする。

（注）共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- (4) 配置技術者に関する要件

次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

（1）1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（技（電））の免許を有する者又は国土交通大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有する者と認定したものをいう。

（2）2015年度以降に元請又はこれに準ずる者（設備工事を含む建築工事の請負者と直接契約を締結した者）として完成（申込書及び資料の提出期限日までに完了しているものに限る。）した、次に掲げる要件を満たす工事に3ヶ月以上従事した経験を有する者。

■ 24時間稼働する施設でLED照明器具14,800台以上の増設又は更改工事。なお、照明器具台数は10年間の累計実績を可とする。

（注）共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

（3）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（裏面に講習修了履歴の記載がない場合は、別に監理技術者講習修了証が必要）を有する者を配置する。

（4）主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、申込書の提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

（5）現場作業の開始日から工事完成まで当該工事に配置すること。ただし、機器類の工場製作のみが行われている期間等であっても、現場進捗状況において緊急の場合や、打合せには速やかに対応できる体制であること。

## 6 設計業務等の受託者等

- (1) 上記5(1)キの「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。  
日本郵政建築株式会社
- (2) 上記5(1)キの「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
  - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
  - ② 当該受託者の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 7 取引先の資格の確認等

- (1) 本入札への参加を希望する者は、前記5(1)カに掲げる申込書及び資料を持参又は郵送により提出し、契約責任者から取引先の資格の有無について確認を受けなければならず、期限までに申込書及び資料等の提出をしない者又は取引先の資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### ア 提出期間

2025年12月25日（木）から2026年1月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

### イ 提出方法

前記3(2)の担当部署に前記アの提出期間の最終日までに持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着。）により提出すること。

- (2) 申込書は【別紙1】により作成すること。
- (3) 前記5(2)の総合評定値の点数の確認のため、建設業法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値通知書の写し（申込日の直近のものに限る。）を提出すること。
- (4) 同種の工事の施工実績（前記5(3)）並びに配置技術者の同種の工事を経験した工事実績（前記5(4)）の確認を行うに当たっては、政府調達に関する改正協定（平成26年条約第4号）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験した工事実績をもって行う。
- (5) 資料は次に従い作成すること。

### ア 施工実績

前記5(3)に掲げる要件を満たすことを判断できる同種の工事の施工実績（2015年度以降に完成、引渡しが済んでいるものに限る。）を【別紙2】に記載すること。

### イ 配置予定の技術者

前記5(4)に掲げる要件を満たすことを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験した工事実績（2015年度以降に完成、引渡しが済んでいるものに限る。）及び申込時における他工事の従事状況を【別紙3】に記載すること。この場合においては、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験した工事実績を記載することができる。ただし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事

を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、申込書を提出した者は、直ちに当該申込書の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにも関わらず入札をした場合においては、取引先の制限を行うことがある。

#### ウ 契約書の写し等

(ア) 前記アの資料には、内容が確認できる次の書類を添付するものとする。

【別紙2】に記載した施工実績の契約書（写）の他、建築工事の確認申請書・計画通知書（写）、契約図書（写）及び施工証明書（写）、C O R I N S データ（写）（竣工時カルテ）等のうち内容が証明できる書面。

(イ) 前記イの配置予定技術者の内容が証明できる書類については、申込時は不要とするが、落札者とされた者に対して確認を行うので、経験した工事実績の内容を証明できる書面、1級電気工事施工管理技士の免許等（写）、配置予定技術者の工事経歴書、監理技術者にあっては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（写）を契約に先立ち提出すること。

#### エ 誓約書

【別紙4】により作成し提出すること。

#### カ 雇用証明書

3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が分かる証明書（適宜）

(6) 取引先資格の確認は、前記(1)アの申込書等の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は2026年1月20日（火）までに発送する。

#### (7) その他

ア 申込書及び資料の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び資料は、契約責任者による取引先資格の確認以外に発注者において無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申込書及び資料の差替え及び再提出は認めない。

### 8 設計図書等の交付期間、場所及び方法等

#### (1) 貸与場所及び方法

設計図書等については、前記3(1)の担当部署あてメールにて申込みを行い貸与を受けること。郵送（送料実費負担）を希望する者は、前記3(1)の担当部署にメール連絡すること。

#### (2) 貸与期間

設計図書は、2025年12月25日（木）から2026年1月13日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）

#### (3) 設計図書等の返却

貸与された設計図書等は、開札日までに、前記3(1)の担当部署に持参又は郵送により必ず返却すること。

なお、貸与する設計図書等以外の入札者注意書等は、日本郵政グループホームページ（建設工事関係）からダウンロードすること。また、設計図書のうち電気設備工事標準仕様書が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

### 9 取引先の資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 取引先の資格がないと認められた者は、契約責任者に対して取引先の資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。
- ア 提出期限：2026年2月3日（火）午後5時00分
- イ 提出場所：前記3(1)に同じ。
- ウ その他：書面（様式は適宜）は持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。
- (2) 契約責任者は、説明を求められたときは、2026年2月9日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 10 仕様書等に対する質問

- (1) 現場説明書、図面及び仕様書等に対する質問がある場合は、本公告に添付している様式に質問事項を記載し、持参又は郵送により提出すること。他の方法による提出は受け付けない。
- なお、質問がない場合は、「なし」と記載の上、提出すること。
- ア 提出期間  
2025年12月25日（木）から2026年1月13日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時30時から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）。
- イ 提出場所  
前記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法  
イの提出場所へアの提出期間の最終日までに持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。
- (2) (1)の質問回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間  
2026年1月23日（金）から2026年2月10日（火）まで

イ 閲覧場所

日本郵政グループホームページ（建設工事関係）

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ→日本郵政グループについて→調達情報、公告  
→調達情報→WTO特定調達情報→建設工事・設備運行・設備保守関係→入札  
公告→会社日本郵便株式会社→検索

## 11 下見積書の提出

- (1) 取引先の資格があると認められた者は入札書の提出に先立ち、下見積書を提出すること。
- ① 提出期限：2026年1月27日（火）午後5時00分
- ② 提出場所：前記3(1)に同じ。
- ③ 提出の方法：①の提出期限までに入札説明書3(1)に示すメールアドレスあてに電子メール及び郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものに限ることとし、提出期限までに必着とする。）により提出すること。
- (2) 作成方法
- ① 見積書には、商号又は名称、代表者氏名、住所及び工事名を記載し代表者

印を押印すること。

② 次に掲げるものについて金額を明確に記載し、数量（仕様書に定めがあるものについてはその数量）、単価及び金額等を記載した内訳明細書とすること。

ア 直接工事費

イ 共通仮設費（注：直接工事費に含むことも可とする。）

ウ 現場管理費計

エ 一般管理費計

(3) 提出期限までに下見積書の提出をしない者は、本入札に参加することができない。

(4) その他

① 下見積書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

② 下見積書の返却はしない。

## 12 入札、開札の日時、場所及び方法

(1) 入札方法

入札書は持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものに限る。）することとし、他の方法による入札は認めない。

(2) 入札期限等

ア 持参による入札

後記（3）の開札日時・場所に同じ

なお、会場への入室に当たり、入札への参加資格を確認するので、取引先資格確認通知書（写でも可）を持参すること。また、代理人が入札する場合は委任状も持参すること。

イ 郵便による入札

2026年2月6日（金）までに前記3(2)の担当部署に必着（書留郵便等で配達の記録が残るものに限る。）。

(3) 開札日時等

ア 開札日時

2026年2月10日（火）午後3時30分

イ 開札場所

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

大手町プレイスウェストタワー3階入札室

(4) その他

ア 第1回目の入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。（詳細は後記14による。）

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除した金額を入札書に記載すること。

ウ 入札回数は、原則として2回を限度とする。

## 13 契約の保証

要。契約の保証の種類は、契約保証金の納付、契約保証金に代わる担保の提供（国債）、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証、又は履行保証保険契約とする。

なお、契約の保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。

## 14 工事費内訳書の提出方法等

(1) 第1回目の入札に際し、当該入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書について、次により提出すること。

### ア 作成方法

(ア) 工事費内訳書は自由様式とするが、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載し代表者印を押すこと。

(イ) 工事費内訳書には次に掲げるものについて金額を明確に記載し、(ア)については特記仕様書の種目毎に区分し、数量、単価及び金額等を記載した内訳明細書とすること。

① 直接工事費

② 共通仮設費 (注：直接工事費に含むことも可とする。)

③ 現場管理費計

④ 一般管理費計

### イ 提出方法

入札書を持参する場合は、第1回目の入札書と併せて提出すること。

入札書を郵送する場合は、工事費内訳書、取引先資格確認通知書（写）と入札書を入れた中封筒と一緒に表封筒に入れて郵送すること。

(2) その他

ア 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

イ 工事費内訳書の返却はしない。

## 15 入札の無効

本公告において示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに現場説明書及び入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約責任者により取引先の資格のある旨確認された者であっても、開札時点において前記5に掲げる資格のない者は、取引先の資格のない者に該当する。

## 16 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

## 17 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書による。

## 18 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S データ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申込書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、前記 5 (4) に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

## 19 契約書作成の要否

要

## 20 支払条件

工事請負契約書（案）による。

## 21 火災保険付保の要否

要

## 22 当該工事に直接関連する他の工事を当該工事の契約の締結者と随意契約する予定の有無

無

## 23 苦情申立て

本手続における取引先資格の確認その他の手続に不服のある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先 内閣府政府調達苦情処理対策室 電話（代表）03-6257-1537）に対して苦情申立てを行うことができる。

## 24 関連情報を入手するための照会窓口

前記 3 (1) に同じ。

## 25 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札者注意書及び契約書案を熟読し、入札者注意書等の内容を遵守すること。
- (3) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、取引先の制限を行うことがある。
- (4) 落札者は、前記 7 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 落札した総合建設業者及び下請業者が、外国の板ガラス製造業者からの競争力のある取引の申出に対して適切な考慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を

内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。

(6) 申込書等のダウンロード

取引先資格確認申込書【別紙1】、同種工事の施工実績【別紙2】及び配置予定の技術者の資格及び経験した工事実績【別紙3】等の書式は、日本郵政グループホームページ（建設工事設備運行・設備保守関係）からダウンロードすることができる。

日本郵政グループホームページ（建設工事関係）

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ→日本郵政グループについて→調達情報、公告  
→調達情報→WTO特定調達情報→建設工事・設備運行・設備保守関係→入札  
公告→会社日本郵便株式会社→検索

(7) 建物用途が相当するかどうかについて疑義のある場合は、次により照会することができる。

ア 照会場所

前記3(1)に同じ。

イ 照会方法

2025年12月25日（木）から2026年1月13日（火）の午前9時30分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までを除く。）に、軽微なものを除き原則として資料を持参するものとする。電話、郵送又は電送（ファクシミリ等）による照会及び建物種別以外の照会には応じない。

なお、照会希望日の前日午後5時00分までに、アの照会場所あて事前に連絡を行うこと。

## 入札（見積）者注意書

日本郵便株式会社

入札は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。  
なお、見積もり合わせの場合も同様とする。

第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び契約書案（請書案を含む。以下同様。）を熟知しておくものとする。

2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第2 入札者は、入札の際、主務の社員に取引先の資格のある者であることの確認を受けなければならない。

2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面で主務の社員の確認を受けなければならない。

3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。

第3 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とする。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除した金額を入札書に記載するものとする。

第4 入札書は、別紙様式により作成し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。

2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。（別添「郵便入札の注意事項」参照）

(1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先を記載すること。

(3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。

(4) 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。

(5) 書留郵便等で配達の記録が残る方法で郵便局に差し出すこと。

3 入札書に記載する日付は、入札・開札の年月日とする。ただし、郵送する場合は、入札書を作成した日とする。

第5 入札者は、第4の規定により入札書を持参して入札箱へ投函した後、又は郵便局に差し出し契約責任者が受領した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。

第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第

54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。

- (1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。

第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち会わせて(任意)行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは社員を立ち会わせてこれを行う。

第9 次に該当する入札書は受理しない。

- (1) 第4の第1項又は第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書
- (2) 郵送の場合は、入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)のいずれかが記載されていない入札書

第10 次に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る取引先の資格のない者により提出された入札書
- (2) 入札書の申込みに係る価格(以下「入札金額」という。)の記載のない入札書
- (3) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (4) 入札者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (6) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (7) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- (10) 入札者の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の判読できない入札書
- (11) 明らかに連合によると認められる入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

第11 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなすなどの情報があった場合又はそれを疑うに足りる事實を得た場合には、入札書及び内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第12 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第13 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格（最高価格）のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。この場合、くじ引きの順序はじゃんけんによる。
- 4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、社員にくじを引かせる。
- 5 落札者を決定したときは、入札に参加した者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、及び金額を口頭で通知する。ただし、第1項ただし書きにより落札者を決定した場合、又は郵送した者に対しては別に書面で通知する。
- 6 第1項本文の場合において、落札となる者がないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。
- 7 リバースオークションによる場合は、別に定める「入札要綱書」及び「リバースオークション定義書」による。

第14 落札者は、契約責任者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第15 次に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

- (1) 第12の規定により入札書の補正をしないとき
- (2) 落札者が第14に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第16 次に該当する者は、入札に参加することができないものとする。

- (1) 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。（別表「取引先として不適当と認める項目」参照）
  - ア 不正又は不誠実な行為をした者
  - イ 不法行為をした者
  - ウ 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者
  - エ 安全管理の措置が不適切であると認められる者
  - オ 契約相手方として不適切であると認められる者
  - カ その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。
- (4) 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号

のいずれかに該当する者。

ア 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

イ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

オ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(5) 契約責任者が定める資格を有していない者

第17 契約に要する費用は、全て落札者の負担とする。

## 【別表】

## 取引先として不適当と認める項目

項目	要件
1 不正又は不誠実	(1) 契約の履行にあたり故意に製造又は工事を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき (2) 落札又は見積額決定後、契約締結の拒否・辞退があったとき (3) 入札説明書又は入札者注意書の定めに違反した行為があるとき
2 不法行為	(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、独占禁止法という）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき (2) 日本郵便株式会社の社員に対して行った贈賄又は詐欺等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知ったとき
3 契約義務違反	(1) 契約の相手方の責めに帰すべき理由により契約の解除をしたとき (2) 契約不履行をしたもの (3) 契約の履行に際して知り得た会社の秘密を第三者に漏らし、又は利用したとき (4) 履行遅滞があったとき（納期の猶予を認めた場合） (5) 品質検査不合格で、特に措置する必要があると認められるとき（減価採用を認めた場合） (6) 隠れた瑕疵が発見された物品の納入をした者で、特に必要があると認められるとき (7) その他の契約違反があったとき
4 安全管理の措置が不適切	工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は工事者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき
5 不適切な相手方	(1) 日本郵便株式会社との契約に係る事案で日本郵便株式会社に損害を与えたとき (2) 社会的に問題となり、その反響度合いが著しくマスコミ等で大きく取り上げられ、特に必要があると認められるとき (3) 上記各号に該当するもの以外で、契約の相手方として不適切と認められるとき

## 郵便入札（見積）の注意事項

入札における入札書等の郵送にあたっては、次の事項にご注意ください。  
なお、見積もり合わせにおける見積書の郵送方法も同様です。

### 1 入札書等の郵送方法等

#### (1) 郵送方法

- ア 必ず郵便局の書留郵便等の配達の記録が残るものにより郵送してください。
- イ 入札公告、指名通知又は見積依頼書（以下、「公告等」という。）で示した提出先に郵送してください。
- ウ 上記ア及び持参以外の方法（普通郵便、FAX等での提出）で提出された入札書等は、受け付けません。

#### (2) 提出する封筒

次の方法により二重封筒としてください。

##### ア 中封筒

中封筒は2通用意し、それぞれ第1回及び第2回の入札書のみを入れて封かんし、開札日、入札件名、入札回数、入札者の商号又は名称、代表者名、担当者名、担当者連絡先（電話番号・電子メールアドレス）を別紙5の様式に記入して切り取り取った上、中封筒表面に貼り付けてください。

- イ 表封筒には、入札書を封入した中封筒を入れ、アと同様に各情報を記載した様式を切り取り、表封筒に貼り付けてください。  
なお、差出人住所等の記載は漏れないようにしてください。
- ウ 封筒への貼り付け方法は別紙5を参照してください。

### 2 入札書等の提出期限

入札書等の提出期限は、公告等にあらかじめ示していますので、示された提出期限までに必ず郵便局に差し出してください。

なお、提出期限後に差し出された入札書等は受け付けません。

### 3 郵送後の処理

郵便局において、入札書等を書留郵便等の配達の記録が残るものにより差し出した際に手交された「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控）」の写しを、公告等で示された日時までに連絡先に電子メールにより必ず送信してください。

送信先メールアドレス：keiyaku.honsya.ii@jp-ae.jp

### 4 その他

上記1及び2のほか公告等及び入札者注意書を熟読し、入札書を郵送してください。